

事業報告書

2015 年度
〈平成 27 年度〉

福祉型障害児入所施設

熊本ライトハウス

2015（平成 27）年度

事業報告

社会福祉法人 慈愛園
熊本ライトハウス

施設種別 福祉型障害児入所施設

施設長名 原口 庄塑

職員定数 盲児施設 5名
ろうあ児施設 6名

入所児童の状況 盲児施設 定員 5名
ろうあ児施設 定員 15名

	盲児施設	ろうあ児施設
平成 27 年 4 月 1 日	5 名	14 名
平成 28 年 3 月 31 日	5 名	15 名

1. 施設運営について

今年度も慈愛園の定款及び国・県・市の指導に沿って、児童の気持ちを尊重し、心身ともに健やかな成長、安全・安心な生活、自立生活能力の向上が実現できるように留意し、随時、必要な支援を行った。毎日の朝礼・連絡会を通して職員間の意思疎通を図り、職員が留意すべき児童の状況、生活、通院等についての情報共有を行った。

また、愛情あふれる家庭的な雰囲気の中で、児童の個々の能力と特性を認め、お互いが支え合い、励まし合うという長年の方針を継承し、本園の基本方針に沿った個々の児童のニーズと能力に合った福祉サービスを提供できるように努めた。

平成 27 年度は、現員 19 名（定員 20 名）での開始となった。6 月に 1 名が措置入所、2 月に家庭復帰のため 1 名が退所、1 名が措置入所。3 月に家庭復帰のため 3 名が退所し、1 名が契約入所、1 名が措置入所、1 名が一時保護委託となり、現員 20 名で年度末に至った。

平成 27 年度は、3 名が高校を卒業し、大学進学、専攻科進学、一般就労とそれぞれの進路を決定し、巣立って行った。

三障がい一元化を見据え、制度改正に合わせて、盲・ろうあ児以外の知的障がい児・被虐待児等の受け入れを進めており、半数を占めるまでになっている。そのため、児童が通学する学校が合計

で10校（盲、聾、支援学校3校、小、中、高3校）となっている。

措置制度と契約制度の二本立ての中、措置児童10名、契約児童10名（3月末現在）である。契約制度が導入された当初から懸念されていたことであるが、保護者の利用料・教育費・医療費等の負担増により、利用料の遅延・滞納による未収金が発生している。また、保護者からのお小遣いの入金が少なく、施設独自の費用で補っている児童もいる。

福祉サービス施設に求められている危機管理については、リスクマネジメント委員会で検討し、利用児童が安全に安心して生活できる場の提供を心掛けている。

児童や保護者からの投書箱の設置や、苦情・相談の窓口設置についてホーム内への掲示を行い、苦情解決第三者委員の方々との会議（年2回）を持つことで現状報告を行い、助言等をいただいた。平成27年度は、児童よりホームでルールが違うことに不満がある、保護者より呼称など職員の言葉遣いに問題があるとの計2件の相談があった。現在、いずれの相談も解決をしている。

なお、平成26年度に初めて受審した福祉サービス第三者評価を基に、サービスや運営面での改善、見直しを進めている。

2. 職員会議等の充実について

児童への福祉サービスをより効果的・効率的に行えるように、職員間の共通理解と連携体制の充実および施設運営の円滑な実施のため、次の会議等を定期的で開催した。

- ① 毎朝の職員礼拝・連絡会（土、日、祝祭日を除く）
- ② 運営委員会（月1回　メンバー：施設長、副施設長、児童ホームサビ管、のぞみホームサビ管・主任、調理主任　計6名で構成）
- ③ 職員会議・ケース検討会（月1回）
- ④ 全体職員会（年3回）
- ⑤ 給食委員会（月1回）、感染予防委員会（月1回）
- ⑥ リスクマネジメント委員会（月1回）

3. 健康管理と安全対策について

児童および職員の健康管理のため、定期的健康診断（児童：内科年2回、眼科・耳鼻科・歯科年1回、職員：総合保健センター利用）や嘱託医等との連携により、日常の健康管理に努めた。

インフルエンザ対策は今年度も、うがい・手洗いの励行、そして早めに予防接種を行なったことで、感染者が発生することはなかった。また、保健所職員を講師に招き、食中毒についての内部研修を、さらには、日本赤十字社職員を講師に招き、救急救命法の内部研修を行った。

また、児童の安全な生活を確保するため、園庭での遊具遊びやボール遊び等は、職員とともに行うことで確実な見守りを実施している。

安全対策の強化として、月1回の避難訓練（火災、地震や夜間を想定）や、消防署立会いでの避難訓練や消火器の使用訓練を実施。また、消防署員を講師に招き、防災についての内部研修の開催等を通じ、児童並びに職員に対する安全教育に努めるとともに、施設内外の環境整備にも積極的に取り組んだ。

4. 児童への福祉サービスについて

盲、ろうあ児とも、年齢に比して発達が遅れが見受けられるため、小・中学生に対する日常生活習慣の獲得のための支援が、大きなウェイトを占めている。特に、ろうあ児は、言語の獲得のために宿題や日記等の勉強の際に手話や指文字を使って国語力の強化を図ることにより、生活上に必要なことも覚えることが出来ている。併せて、聴覚障がいのハンディを持っていると、家族間での意思の疎通が難しいと思われるため、家族との連絡・連携は常に大切にしている。

また、これまでの感覚障がい児に併せ、近年は被虐待児童、知的障がいや発達障がい等の児童の入所割合が増えてきており、生活体験や社会経験の不足による諸課題を、各自が抱えている。そのため、研修等による職員の支援技術の向上を図り、児童のニーズや能力、障がいの特性に応じた細やかな支援を提供するように努めた。

恒例の月毎の行事としては、誕生会、園外活動を行っている。園外活動の内容は、外食・映画・温泉・買い物等、子ども達の希望を取り入れながら内容を決定し、個別での行動等の機会を設けた。夏休みには、一泊旅行として北九州方面に出かけ、スペースワールド、門司港レトロ地区でグループ活動を楽しんだ。また、熊本県養護協議会の行事等にも積極的に参加し、親善秋季スポーツ大会では、初めてバドミントン種目に出場し、好成績を収めた。

さらに、各々が社会経験を積み重ねることができるよう考慮し、近くのコンビニエンスストア、商店街、100円ショップ、レンタルショップ等への買い物外出の機会を設けている。小遣い帳の記入、残金の確認は児童が行い、それを職員が再確認するという方法で、自己管理を行っている。

ホーム会については、継続して行っている。児童を中心に職員も含め、日常生活でのルール作り、園外活動などについて話し合っている。司会・記録は児童が務め、職員はサポート役に徹し、児童が主体となって会を進行するようにしている。

平成27年度より、施設独自の事業としての「家庭生活体験事業」を開始した。本事業は、帰省・面会が困難な児童が家庭生活を体験することにより、情緒の安定、退所後の社会的自立の促進を図ることを目的としたものである。平成27年度は、3名の児童が本事業により、里親や職員の家庭等にて計5回の生活体験を行った。

5. 短期入所・日中一時支援事業について

短期入所は宿泊を伴う国（県）の事業で、日中一時支援事業は各市町村の事業であり、それぞれ施設と契約を結んだ上での利用である。

主体である入所児童の生活の安全と共に、本事業利用児童の安全確保のため、日中一時支援事業は、定員5名にて運営している。盲・ろうあ児だけではなく、知的障がいや発達障がい児からの相談、利用申し込みが増加してきているのが最近の傾向であるが、現在は、盲学校・聾学校在校生の受け入れを優先している。なお、緊急の場合も、随時、受け入れている。

一方、短期入所は、契約児童数の増加や保護者の出産に伴う長期の利用があったため、利用人数が前年度の約3倍となっている

利用状況は、以下の通りである。

短期入所・日中一時支援事業利用人数（月別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
短期	7	7	3	5	9	12	9	18	21	11	11	6	119
日中	68	55	57	58	19	67	78	69	60	52	69	52	704

6. 地域に開かれた施設として

年間を通して各種行事にボランティアを受け入れるとともに、児童が地域のお店を利用することや校区内の催しに参加することで、地域の方が入所児童の障がいへの理解を深めてくださっていることを感じている。

月2回のふれあいランチ（校区社協の委託による高齢者への給食サービス提供事業）は、多くの方のボランティア活動で継続している。児童は、お弁当に付ける敬老のカード・クリスマスカードの作成を通して交流を図っている。また、お弁当の掛け紙作りも継続して行っており、季節感を大事にした題材を取り上げるようにしている。

また、「地域交流感謝の集い」や熊本東ライオンズクラブ様との共催による「ふれあいバザー」、メットライフ生命様のボランティアによる「餅つき大会」を、楽しみに待っていてくださる方々も多い。これらの行事は、地域に根を張る事業になっており、入所児童・またその家族、事業所、地域の方々との楽しい交流の場となっている。

なお、この度、多目的交流センターが完成したため、今後については、ホールを中心に積極的に活用し、地域住民との交流を図っていきたい。

7. 実習生の受け入れについて

実習生の受け入れについては、県内外の大学、短期大学、専門学校、その他自主実習等を幅広く受け入れている。将来、社会福祉の分野で活躍する学生の指導・育成に努めた。学生への指導を丁寧を実施するため、1日に受け入れる人数を最大2名としたため、昨年度より、受入れ人数が減少している。

実習状況については、次の通りである。

学 校 名	実 習 期 間	人 数
麻生医療福祉専門学校 福岡校	7月13日～7月23日	2名
尚綱短期大学	8月18日～8月31日	2名
九州ルーテル学院大学 (ボランティア体験学習)	8月31日～9月4日	2名
熊本学園大学	9月4日～9月16日	2名
西日本教育医療専門学校	1月18日～1月29日	2名
熊本学園大学	2月4日～2月16日	2名
尚綱短期大学	2月22日～3月5日	2名
平成音楽大学	3月7日～3月18日	1名
		計 15名

8. 職員研修について

(1) 施設内研修

① 聖書研究会

毎月1回、日本福音ルーテル健軍教会の牧師に依頼して、本園のモットーである“隣人愛”について、その実践者となるための聖書の学びを実施した。

② 新任研修 (4月14日・5月12日)

牧師、施設長、副施設長、各部署主任、看護師、栄養士が、各部署の働きについて説明した。

③ 防災講話 (5月11日)

熊本市東消防署に依頼し、火災についての事例等から防災について学んだ。

④ 救命救急法講習 (5月15日)

日本赤十字社に依頼し、心肺蘇生法とAEDの使用方法について学んだ。

⑤ 衛生講話 (6月30日)

熊本市保健所に依頼し、「食中毒」のテーマにて講話いただいた。

⑥ 研修復講

施設外の研修会に出席した職員により研修報告を行い、全職員が研修内容について学習した。

(2) 施設外研修

① 法人新任研修 (4月22日・1名)

② 熊本県養護協議会ケアワーカー一部会研修会 (5月8日・2名)

③ 福祉職員ビジネスマナー研修 (5月14日・1名)

④ 九州知的障害教育校PTA連合会研修会 (6月5日・2名)

⑤ 法人管理職研修 (7月10日・1名)

⑥ 発達障害支援者研修会 (7月26日・2名)

⑦ 発達障害支援者研修会 (7月27日・1名)

⑧ モチベーションアップ研修 (8月4日～5日・1名)

⑨ 熊本県相談支援従事者初任者研修 (8月26日、10月21日・1名)

⑩ 熊本県養護協議会心理部会研修会 (9月8日・2名)

⑪ 防災研修会 (9月11日・1名)

⑫ 法人管理職研修 (10月5日・1名)

⑬ 救急法幼児安全法コース (10月29日・1名)

⑭ 心理教育研修会 (10月31日・2名)

⑮ 感染予防研修 (11月9日・1名)

⑯ 障害者虐待防止・権利擁護研修会 (11月26日・1名)

⑰ 障害者虐待防止・権利擁護研修会 (12月1日・1名)

⑱ 初任者キャリアアップ研修 (12月1日～2日・1名)

⑲ サービス管理責任者キャリアアップ研修 (12月7日・1名)

⑳ 危険物研修 (1月21日・1名)

㉑ 熊本県養護協議会講演会 (2月23日・1名)

㉒ 熊本県養護協議会ケアワーカー一部会研修会 (2月26日・1名)

9. 年間行事について

毎月…避難訓練、誕生会、ホーム会、身体測定

通年…眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、内科検診（2回）、インフルエンザ予防接種（12歳以下2回）

- 【4月】 1日 辞令交付式 2日 園外活動(映画)
8日 ひのくに高等支援学校入学式 9日 聾学校入学式
10日 全体職員会 11日 園外活動(サッカー観戦)
14日 歓迎会・第三者委員会
- 【5月】 11日 防災講話 15日 救急法講習 20日 聾学校訪問
24日 園外活動(サッカー観戦)
- 【6月】 6日 地域交流感謝の集い 9日 盲学校訪問 30日 衛生講話
- 【7月】 18日～19日 キャンプ(上天草)
- 【8月】 1日～2日 一泊旅行(北九州) 3日 手洗い講習
11日 ライオンズクラブ招待(プール) 13日 園外活動(海水浴)
22日 園内活動(夏祭り)
- 【9月】 4日 全体職員会 5日 多目的交流センター起工式
23日 慈愛園運動会 27日 校区運動会
- 【10月】 11日 児童福祉施設親善秋季スポーツ大会
- 【11月】 3日 ふれあいバザー 9日 教会バザー・子ども祝福礼拝
24日 熊本市指導監査
- 【12月】 5日 遊覧飛行招待 6日 泉ヶ丘校区7町内もちつき
12日 アリコもちつき 13日 CSクリスマス会
19日 クリスマス祝会 26日 大掃除
- 【1月】 2日 園外活動(買い物) 8日 全体職員会
23日 多目的交流センター落成式 28日 L.E.Cセンター見学
- 【2月】 3日 豆まき 12日 児童相談所訪問調査
28日 園外活動(いちごマラソン) 29日 熊本市実地指導
- 【3月】 1日 聾学校高等部卒業式 4日 上益城分教室卒業式
14日 熊本支援学校卒業式 15日 合同避難訓練